

新潟市民病院職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 3 0 日

新潟市病院事業管理者 五十嵐 修一

新潟市民病院管理規程第 1 1 号

新潟市民病院職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

新潟市民病院職員の特殊勤務手当支給規程（平成 2 0 年新潟市民病院管理規程第 2 1 号）

の一部を次のように改正する。

別表診療手当の項を次のように改める。

診療手当	診療業務に従事した医師	(1) 毎月の医業収益に 1, 0 0 0 分の 1 8 を乗じて得た額を診療手当の支給額の総額の限度として、医師の医業収益における貢献度、勤務実績等に応じて病院事業管理者が定める方法により算定した月額 (2) 前号の規定にかかわらず、管理職手当が支給される医師が正規の勤務時間を超えて診療業務に従事した場合は、同号の規定により算定した診療手当の額に、当該業務に従事した正規の勤務時間を超えた時間 1 時間につき 5, 0 0 0 円を加算した額 (3) 前 2 号の規定にかかわらず、診療報酬の外科医療確保特別加算を算定する診療科の医師（以下この号において「対象医師」という。）が当該加算の対象となる手術を実施した場合は、前 2 号の規定により算定した診療手当の額に、毎月の医業収益のうち、当該加算による額に 1 0 0 分の 7 5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）に相当する
------	-------------	--

		額に対象医師の当該加算における貢献度、勤務実績等に応じて病院事業管理者が定める方法により算定した額を加えた額
--	--	--

別表災害応急対策等派遣手当の項中「災害対策基本法」の次に「（昭和36年法律第23号）」を、「大規模地震対策特別措置法」の次に「（昭和53年法律第73号）」を加える。

附 則

この規程は、令和8年8月1日から施行する。